

中央税務会計事務所二ユース

賀正



本年もどうぞ

よろしくお願い申し上げます



令和六年

今年もどうぞ宜しくお願いいたします。

今年の一月より二年の猶予を経ていよいよ電子帳簿保存法が改正されます。

大きなポイントとしては、電子取引のデータの保存方法が変更されます。従来はプリントアウトして紙で保存していただいていた紙での保存ではなく、原則電子データの保存になります。ここについて電子取引とは、メールで受けとった請求書や領収書や電子契約書、ネットでの購入等々をさします。

またこれら電子データには「真実性(不正等ないこと)や可視性(検索としてすぐに見ることが出来る状態)を確保しなければなりません。その為、エントリ・操作説明書の備付け及び検索要件(取引年月日・相手名・取引金額のいずれか)をデータの名前に記載する等の対応をとして可視性の確保を行います。また真実性の確保としては、データにタイムスタンプを付す、訂正削除の履歴が残るシステム等々あります。

システム等々が難しければ、不当な訂正削除の防止に関する事務処理規定を制定し、それを守ることも可能です。これらの規定は国税庁HPでダウンロードしたものを活用すれば大丈夫です。

税務調査の際に、電子データのダウンロードやプリントアウトして書面の提示・提出を求められますので電子データを消さずに保存の徹底を宜しく願います。(中略)

法定調書

◆提出調書と支払内容◆

〈提出期限〉
令和6年
1月31日(水)

給与所得の源泉徴収事務の締めくくりである年末調整の手続きが終わった後、引き続き行わなければならないのが「法定調書」の作成・提出作業です。

法定調書とは、所得税法、相続税法、租税特別措置法、国外送金等調書法の規定により、(令和5年中に)一定の支払い等をした際に、その内容について所定の調査を作成し、所轄の税務署に提出するよう義務付けられているものです。

例えば、従業員に対して給与を支払った場合には「給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)」、特定の者に報酬等を支払った場合には「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出が必要となります。

また、地代・家賃を支払ったり、不動産の買入代金を支払った場合のように源泉徴収の対象とされていないものについても「不動産の使用料等の支払調書」や「不動産等の譲受

けの対価の支払調書」の提出が必要です。

しかし、法定調書の作成・提出の手続きは提出義務者にとって相当の負担ともなります。そこで課税の公平性を害さない範囲内において、区分や支払金額により提出不要の限度を設けていたり、所轄税務署に提出する「給与所得の源泉徴収票」と市区町村に提出する「給与支払報告書」などは様式を統合するといった負担軽減措置が講じられています。

法定調書には多数多様な種類(約60種類)がありますが、ここでは一般的に会社が提出をしなければならぬ6種類の法定調書の支払内容についてまとめました。

それぞれの法定調書の金額による提出範囲や提出不要のもの、その他詳細につきましては、国税庁ホームページに掲載の令和5年分「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照下さい。

主な法定調書	支払の内容
給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書) ※給与支払報告書は市区町村に提出	俸給、給料、賃金、歳費、賞与、その他これらの性質を有する給与
退職所得の源泉徴収票・特別徴収票 ※特別徴収票は市区町村に提出	退職手当、一時恩給、その他これらの性質を有する給与
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	所得税法第204条第1項各号並びに所得税法第174条第10号及び租税特別措置法第41条の20第1項に規定されている報酬、料金、契約金及び賞金 (外交員、集金人、電力量計の検針人、ホステス、コンパニオン等への報酬、料金等や広告宣伝のための賞金等)
不動産の使用料等の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価
不動産等の譲受けの対価の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の対価
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の売買又は貸付けのあっせん手数料

【令和5年分の法定調書の提出から適用される主な改正事項】

- ※ 給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)について、控除対象扶養親族の方が非居住者である場合には、区分の欄に「01~04」の区分を記載して下さい。
- ※ 「給与所得の源泉徴収票」及び「給与支払明細書」について、支払者が受給者から電子交付の承諾を得ようとする際に、「回答期限内までに承諾に係る回答がない時は承諾があったものとみなす」旨の通知をあらかじめ受給者に行っていた場合には、電子交付の承諾があったものとみなされることとなりました。
- ※ e-Tax等での提出が義務付けられていない方が、光ディスク等で法定調書を提出する場合には、事前に所轄税務署へ「支払調書等の光ディスク等による提出の承認申請書」を提出し、所轄税務署長の承認を受ける必要がありましたが、令和5年4月1日以降廃止となりました。

新NISA制度が開始 制度の概要とポイント

本年1月
スタート

令和6年1月から新NISA制度（少額投資非課税制度）がスタートします。新NISAは非課税投資枠が拡大されただけでなく、保有期間も無期限（恒久化）となり、長期間にわたり非課税で資産運用することができるようになりました。そこで、旧制度との変更点、ポイントについて紹介します。

	旧 NISA		新 NISA	
	一般	つみたて	つみたて投資枠	成長投資枠
非課税保有期間	5年間	20年間	無期限	
年間投資上限額	120万円	40万円	120万円 併用可 240万円	
生涯投資上限額	600万円	800万円	1800万円（うち成長投資枠は1200万円まで）	
投資対象商品	上場株式・投資信託など	長期・積み立て・分散した投資信託	つみたてNISAと同じ	上場株式・投資信託など（毎月分配型の投信を除く）

■NISAとは

NISAとは、一定の金額の範囲内で購入した金融商品から生じる売却益や配当金が非課税となる制度です。通常、株式や投資信託などの金融商品に投資した場合、受け取った売却益や配当金に対して、約20%の税金がかかります。

しかし、NISA口座内で購入した場合、利益が出ても一切税金はかからないため、税制優遇メリットがあります。

■変更点・ポイント

①「つみたて投資枠」と「成長投資枠」の併用が可能に

これまでのNISA制度の中には、「一般NISA」と「つみたてNISA」があり、各制度を併用す

ることはできませんでしたが、新NISAでは、つみたてNISAが「つみたて投資枠」、一般NISAが「成長投資枠」という2つの枠に変更になり、両者を併用できるようになりました。

②非課税保有期間の無期限化

今までは、NISA制度の中での投資可能期間（口座開設期間）が一般NISAは2023年まで、つみたてNISAは2042年までと決められていました。

しかし、新NISA制度では、この期限が撤廃され、恒久化されました。

また、非課税期間についても一般NISAは最長5年、つみたてNISAは最長20年であったものが、新NISAでは無期限となりました。

旧制度では、非課税投資期間が定められており、期限ごとにロールオーバーと呼ばれる継続手続きが必要でしたが、恒久制度となったことで、より長期の投資が可能となり、ロールオーバーの手続きも不要となりました。

③年間投資枠の引上げ

年間投資枠についても変更となりました。今まで一般NISAは年間120万円、つみたてNISAは年間

40万円が上限とされていましたが、新NISAでは、つみたて投資枠は年間120万円、成長投資枠は年間240万円と大きく拡充されました。また、各枠を併用することができるため、最大で年間360万円投資を行うことができるようになります。旧NISA制度の年間投資枠と比較しても3倍と大幅な増加となりました。

④非課税保有限度額（総枠）の引上げ

今までのNISAでは、つみたてNISAは年間40万円×20年間＝800万円、一般NISAでは年間120万円×5年間＝600万円が非課税の保有限度額でした。

これが新NISAでは1800万円と大幅に引上げられました。ただし、この限度額の中であれば、つみたて投資枠でも成長投資枠でも自由に使えるわけではなく、成長投資枠で投資できるのは1200万円までという制限があります。

◆◆◆
新NISAは旧制度からの変更点も多く、長期間にわたり非課税で運用できるようになりました。投資については、自分の資産の状況やリスクへの許容度を踏まえ、する、しないを含め、自己責任のもとで資産運用について検討してください。

1月の税務

編集発行人

所長税理士	中島	由雅
副所長税理士	平田	保
" "	中村	和夫
" "	江村	一郎
" "	小嶋	正幸
" "	工藤	重孝
" "	武藤	賢一
" "	伊藤	政則
" "	篠原	恒夫
" "	平澤	悟
" "	高山	慶一
" 医療担当	加藤	登
" "	岡	伸夫
" 金融担当	穂積	一秀
" "	小澤	善昭
" "	片平	啓二
" 総務担当	重信	浩
" マネジメント担当	平林	領
" 中小企業診断士	飯田	順
" "	阪野	峰雄
顧問 公認会計士	古屋	卓己
" 税理士	三浦	賢二
" 金融担当	斎藤	健
" 農学博士	中島	宏

〒338-0012

さいたま市中央区大戸

6-30-1

Tel 048-855-4466

Fax 048-855-2288

- 本年最初の給与支払日の前日
 - 1 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
提出先 … 給与の支払者（所轄税務署長）
- 1月10日
 - 2 前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月22日までに納付）
- 1月31日
 - 3 支払調書の提出
 - 4 源泉徴収票の交付
交付先 … ①所轄税務署長 ②受給者
 - 5 固定資産税の償却資産に関する申告
 - 6 11月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
 - 7 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 - 8 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 - 9 5月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
 - 10 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
 - 11 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（9月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉
 - 12 給与支払報告書の提出
①提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に関する所得税の源泉徴収義務がある者
②提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長
- 1月中において市町村の条例で定める日
 - 13 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第4期分）